数」の各都道府県における数値とする。

十　農業行政費　農家数

［１・２　略］

３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0391 \times B + \underline{0.0113} \times C + \underline{10.1643} \times D) \ / \ A$$

［略］

［４～６　略］

７　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0531 \times \alpha + \underline{0.0339} \times \beta + \underline{0.0048} \times \gamma) \ / \ A$$

［略］

［８・９　略］

10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(\underline{0.0777} \times B + \underline{0.0425} \times C + 0.0388 \times D) \ / \ A$$

［略］

［11～13　略］

十一　林野行政面積　林公有以外の林野の面積

１　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\underline{(B \times 427 + C \times 18{,}804 + D \times 14) \ / \ (5{,}220 \times A)}$$

算式の符号

［略］

D　都道府県の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

数」の各都道府県における数値とする。

十　農業行政費　農家数

［１・２　同上］

３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0388 \times B + \underline{0.0112} \times C + \underline{10.0767} \times D) \ / \ A$$

［同左］

［４～６　同上］

７　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(0.0526 \times \alpha + \underline{0.0335} \times \beta + \underline{0.0047} \times \gamma) \ / \ A$$

［同左］

［８・９　同上］

10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(\underline{0.0775} \times B + \underline{0.0424} \times C + 0.0388 \times D) \ / \ A$$

［同左］

［11～13　同上］

１　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\underline{\{(B \times 214) \times 2 + (C \times 9{,}402) \times 2 + D \times 7 + E \times 7\} \ / \ (5{,}300 \times A)}$$

算式の符号

［同左］

D　都道府県の森林環境譲与税の９月譲与の基準となる人口

E　都道府県の森林環境譲与税の３月譲与の基準となる人口